【アンチ・ドーピング諸規則に関する改訂点 (要約)】

1. 2014 年禁止表国際基準の改訂点

<常に禁止される物質と方法(競技会(時)および競技会外)>

S1. 蛋白同化薬(明白かつ正確にするために、「外因性」と「内因性」の定義を変更。

「外因性とは (exogenous) とは、通常、体内で自然につくられない物質に対して用いる。」

「内因性(endogenous)とは、通常、体内で自然につくられる物質に対して用いる。

S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質

放出因子が禁止される点を、S2.2、S2.3、および S2.4 で明確にした。加えて、その他の禁止される成長因子は分けて掲載した。(下線部変更点)

下記の物質<u>および類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの</u>は禁止される。

- 1. 赤血球產生刺激物質
- 2. 男性における絨毛性ゴナドトロピン(CG)および黄体形成ホルモン(LH)<u>および</u> それらの放出因子
- 3. コルチコトロピン類およびそれらの放出因子
- 4. 成長ホルモン(GH)<u>およびそれらの放出因子</u>、インスリン様成長因子 1 (IGF-1) 加えて、下記の成長因子は禁止される。

繊維芽細胞成長因子(FGFs)、肝細胞増殖因子(HGF)、機械的成長因子類(MGFs)、 血小板由来成長因子(PDGF),血管内皮増殖因子(VEGF)筋、腱あるいは靭帯で の蛋白合成/分解、血管新生、エネルギー利用、再生能あるいは筋繊維組成の変換に 影響を与えるその他の成長因子および類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有 するもの。

S5. 利尿薬および他の隠蔽薬 (バソプレシン V2 受容体拮抗薬 (バプタン類) を利尿薬の例 として追加した (下線部追加)。)

利尿薬には、下記のものが含まれる

アセタブラミド、アミロリド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダパミド、メトラゾン、スピロノラクトン、チアジド類(ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ジドロクロロチアジド等)、トリアムテレン、バプタン類(トルバプタン等)

禁止方法

- M.1 血液および血液成分の操作(科学的正確性のために <u>allogenic(他者)</u>という用語を導入。)
 - 1) 自己血、<u>他者血</u> (同種血)、異種血、又はすべての赤血球製剤をいかなる量でも 循環系へ投与するあるいは再び戻すこと

<競技会検査で禁止対象となる物質と方法>

S6. 興奮薬 (分析技術が向上し、投与された薬物とその代謝物の同定が可能となったため、アンフェタミンやメタンフェタミンに代謝されるいくつかの薬物を再分類した。現在 MDMA と MIDA はドーピング物質として使われる可能性が低いと考えられるので、再 分類した。カチノンおよびその類似物(メフェドロン、メテドロン、α - ピロリジノバレロフェノン等)、およびトリメタジを新たに出現している薬物使用のパターン を反映し追加した。)

a.非特定物質の興奮薬 (網掛け追加)

アドラフィニル、アンフェプラモン、アミフェナゾール、アンフェタミン、アンフェタミニル、ベンフルオレックス、ベンジルピペラジン、ブロマンタン、クロベンゾレックス、コカイン、クロプロパミド、クロテタミド、フェンカミン、フェネチリン、フェンフルラミン、フェンプロポレックス、フォンツラセタム[4-フェニルピラセタム(カルフェドン)]、フルフェノレックス、メフェノレックス、メフェンテルミン、メソカルブ、メタンフェタミン(d体)、pーメチルアンフェタミン、モダフィニル、ノルフェンフルラミン、フェンジメトラジン、フェンメトラジン、フェンテルミン、プレニラミン、プロリンタン

b.特定物質の興奮薬(例示)

ベンズフェタミン、カチン、カチノンおよび類似物(メフェドロン、メテドロン、α
- ピロリジノバレロフェノン等)、ジメチルアンフェタミン、エフェドリン、エピネフリン(アドレナリン)、エタミバン、エチルアンフェタミン、エチレフリン、ファンプロファゾンン、フェンブトラゼート、フェンカンファミン、ヘプタミノール、ヒドロキシアンフェタミン(パラヒドロアンフェタミン)、イソメテプテン、レブメタンフェタミン、メクロフェノキサート、メチルジオキサシメタンフェタミン、メチルエフェドリン、メチルヘキサンアミン(ジメチルペンチルアミン)メチルフェニデート、ニケタミド、ノルフェネフリン、オクトパミン、オキシロフリン(メチルシネフリン)、ペモリン、ペンテトラゾール、フェンプロメタミン、プロピルヘキセドリン、プソイドエフェドリン、セレギリン、シブトラミン、ストリキニーネ、テナンフェタミン(メチレンジオキシアンフェタミン)、トリメタジジン、ツアミノへプタン

および類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。

<特定競技において禁止される物質>

P1. アルコール (正確を期するため、血中アルコール閾値を説明する文言を変更 (下線部)。 国際アーチェリー連盟略語変更 (下線部)。)

(2014年)

下記の競技において、アルコール(エタノール)は競技会(時)に限って禁止される。 検出方法は、呼気分析または血液分析である。ドーピング違反が成立する閾値は<u>血中ア</u>ルコール濃度 0.10g/L と<u>同様の濃度</u>である。

アーチェリー (国際アーチェリー連盟: WA) など

※WADA code (2014 年版) の詳細につきましては、日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) のウェブサイトから確認してください。

日本アンチ・ドーピング機構ホームページ http://www.playtruejapan.org